

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の概要

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る 地震防災対策の推進に関する特別措置法

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定
(平成18年2月20日)

『日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策大綱』
を踏まえて

(中央防災会議)

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画

(平成18年3月31日中央防災会議決定)

国の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策の推進に関する基本的
方針

- ・ 津波防災対策の推進 (津波避難対策、孤立対策、漂流物対策等)
- ・ 積雪・寒冷地対策 等

推進計画の基本となるべき事項

- ・ 津波から円滑な避難確保のための措置
- ・ 建築物の耐震化、施設の整備等年次計画を策定して実施 等

対策計画の基本となるべき事項

- ・ 津波に関する防災対策を講ずべき者
- ・ 避難場所、避難経路、その他円滑な避難の確保のために必要な対策 等

推進地域における地震防災対策の推進に関する重要事項

- ・ 地震防災戦略の策定、実践的な防災訓練

津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域(推進地域の5道県119
市町村 中、5道県68市町村の沿岸部)

推進地域指定後の合併により、推進地域は4月1日現在で5道県119市町村

推進計画の作成

(各府省庁、地方公共団体、日銀、
日赤等)

対策計画の作成

(民間事業者等) 指定から6ヶ月以内